



# 2016 特別規定

本規定は時限規定であり、本年度(平成 28 年)のみの適用とする

10/28 公示

1/10 電動・オフロード・カー

競技規定第 14 章 1 項-3 の判断基準は車検に於いてスパーギアを回転させた時に、無負荷状態でフロントタイヤが回転を開始すれば、それをもって 4WD 車両としてみなす。

10/12 公示

1/8 エンジン・レーシング・カー

特別規定 タイヤは次のラウンドに於いてのみ持ち越して使用する事を認める。

9/16 公示

1/8 エンジン・オフロード・カー

特別規定 1/2 ファイナル以下の決勝時間を 20 分とする

3/14 公示 1/8 エンジン・レーシング・カー

特別規定 予選時間を 4 分周回とする

3/14 公示 1/10 電動・オフロード・カー

特別規定 ホイール・タイヤの接着剤塗布範囲は最大 68mm の同心円内とする

7/4 公示

電動カテゴリーにおけるスポーツクラス及びツーリングカー・オープンクラスで使用されるモーターの、一切の追加工(改造)を禁止する。